

所要額調査の留意事項について

1 事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①～③の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

①送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

②ICT を活用した子どもの見守り支援事業

ICT を活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

③登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

2 交付対象経費

令和4年9月5日以降の①～③の事業の実施に必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、導入費用

※購入を原則とするが、リースの場合は令和5年4月から令和5年度末まで

3 予算額

本事業は、予算額の範囲内での補助であり、1事業所の国庫補助の基準額は、

① の事業：175 千円（1台当たり）

② の事業：200 千円

③ の事業：端末購入を行わない場合、200 千円
端末購入を行う場合、700 千円以内

4 提出方法・期限

下記 URL から、ちば電子申請サービスにて、記入済みの「【法人名】所要額調書.xlsx」を提出してください。期限は「**令和5年11月30日正午まで（厳守）**」です。

※ちば電子申請サービス URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=25689

5 留意事項

・令和4年度補助金交付申請及び令和5年度補助金所要額調査（第1回）で申請を行った送迎用バスは、今回は補助対象外です。

・申請は法人単位で行ってください。（他県、千葉市、船橋市、柏市にある事業所分は除いて申請してください。）

・提出する「【法人名】所要額調書.xlsx」の「【】」内には法人名をご記入ください。

（例：【〇〇株式会社】所要額調書.xlsx）

・今回はあくまでも所要額調査です。正式な補助金申請については後日別途行います。

ただし、今回所要額調査を提出しなかった場合は、補助金申請ができませんので、ご注意ください。